

公的支援の見直しの更なる強化策における 各法科大学院の平成27年度類型一覧

類型	該当校数	該当大学
第1類型	13校	(国立大学) 8校 北海道大学 東北大学 筑波大学 東京大学 一橋大学 名古屋大学 京都大学 大阪大学 (私立大学) 5校 学習院大学 慶應義塾大学 上智大学 中央大学 早稲田大学
第2類型	A 7校	(国立大学) 4校 千葉大学 横浜国立大学 神戸大学 九州大学 (私立大学) 3校 成蹊大学 創価大学 愛知大学
	B 5校	(国立大学) 2校 岡山大学 琉球大学 (私立大学) 3校 立教大学 同志社大学 甲南大学
	C 20校	(国立大学) 4校 金沢大学 静岡大学 広島大学 熊本大学 (私立大学) 16校 青山学院大学 東洋大学 日本大学 法政大学 明治大学 神奈川大学 山梨学院大学 中京大学 南山大学 名城大学 立命館大学 関西大学 近畿大学 関西学院大学 西南学院大学 福岡大学
第3類型	7校	(私立大学) 7校 北海学園大学 國學院大學 駒澤大学 専修大学 桐蔭横浜大学 愛知学院大学 京都産業大学

※ 学生募集を停止した法科大学院(7校)及び平成27年度の学生募集停止を表明した法科大学院(13校)を除く。
 ※ 国からの公的支援を受けていない公立大学の法科大学院(2校)を除く。

類型の分類方法について（別表 1、2 参照）

○ 全ての法科大学院について、下記に掲げる 4 指標に照らしてこれまでの取組や成果等を評価し、その状況に応じて配点された点数の合計に応じて、3 つの類型に分類する。

- ・ 司法試験の累積合格率（累積合格者数／累積受験者数）
- ・ 法学未修者の直近の司法試験合格率（法学未修者の合格者数／法学未修者の全受験者数）
- ・ 直近の入学定員の充足率^{※1}（実入学者数／入学定員）
- ・ 法学系以外の課程出身者の直近の入学者数・割合（法学系以外の課程出身者の入学者数／全入学者数）又は社会人の直近の入学者数・割合（社会人の入学者数／全入学者数）

※1 直近の入学定員の充足率の指標については、以下の特例を設けることとする。

- 原則、前年度の入学定員の充足率に基づき判定する。
- この入学定員充足率を算出する際、各年 6 月末までに、次年度の入学定員の見直し等を行い、文部科学省に報告した場合に限り次年度の入学定員の数値を用いることができることとする。
- ただし、見直しを行った結果、次年度の入学定員が 15 人未満となる場合は適正な規模の教育環境を維持する観点から、入学定員の見直しを行ったものとはみなさない。

○ 上記の分類を行った際、第 3 に該当した法科大学院については、地域性や夜間開講の取組に配慮する観点から、下記に掲げる指標を加えた 5 指標の合計点数に基づき、類型を見直す。

- ・ 地域配置の状況（同一都道府県内の校数）又は夜間開講の状況（夜間開講の実施の有無）

【別表 1】 指標と点数の関係

		指標	点数
①	司法試験の合格率	累積合格率 ^{※2} が全国平均以上	12点
		累積合格率が全国平均未満の場合	6点
		・下記以外 ・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続した場合	0点
②	法学未修者の司法試験の合格率	直近の合格率が全国平均以上	8点
		直近の合格率が全国平均未満の場合	4点
		・下記以外 ・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続した場合	0点
③	入学定員の充足率 ^{※3}	直近の入学定員の充足率が75%以上	8点
		直近の入学定員の充足率が75%未満～50%以上	4点
		直近の入学定員の充足率が50%未満	0点
④	法学系以外の課程出身者の入学者数・割合	直近の入学者数が10人以上かつ割合が全国平均以上	4点
	又は……… 社会人の入学者数・割合	上記以外	0点
⑤	地域配置 ^{※4}	直近の入学者数が10人以上かつ割合が全国平均以上	4点
		上記以外	0点
⑤	又は……… 夜間開講 ^{※5}	同一都道府県内に2校以下	4点
		同一都道府県内に3校以上	0点
		実施	4点
		実施せず	0点

※2 各法科大学院の全修了者の受験者実数に対する司法試験の合格者数の割合。

※3 見直し後の入学定員の数値を用いて算出。ただし、見直し後の入学定員が15人未満である場合、入学定員の見直しを行ったものとみなさない。

※4 本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。

※5 本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

【別表 2】 点数と類型の関係

点数	類型
25 ～ 32点	第1
20 ～ 24点	第2A
15 ～ 19点	第2B
10 ～ 14点	第2C
0 ～ 9点	第3

公的支援の見直しの更なる強化策について

1. 必要性

平成25年7月、政府の法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」では、

文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(以下「中教審」という。)の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する

とされたことを踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策を早急に打ち出す必要があるため、2. に記す強化策を講じる。

2. 更なる強化策の概要

〔対 象〕： 全ての法科大学院

〔主な指標〕： ① 司法試験の合格率（累積合格率、過去3年間の実績、未修者の合格率）
 ② 入学定員の充足率
 ③ 法学系以外の課程出身者・社会人受入れ状況
 ④ 地域配置、夜間開講状況

〔配分方法〕： 上記指標を総合的に勘案して3つの類型に分類し、それぞれに基礎額・加算の条件、加算率を設定して、公的支援の配分を決定

※加算額の算定の局面で「入学者選抜の競争倍率」を勘案し、額に反映

〔参考〕 これまでの仕組み

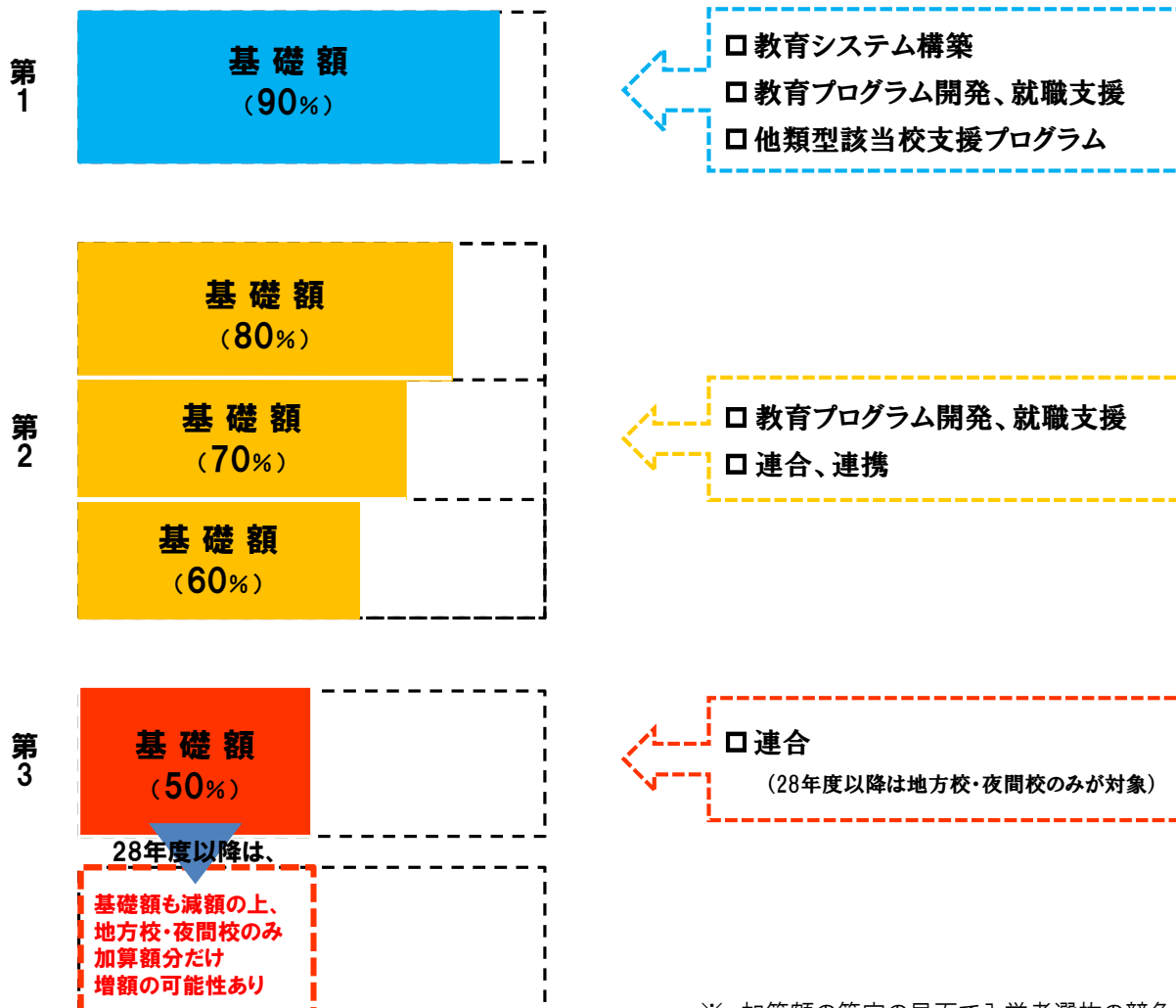
課題を抱える法科大学院に対し、①司法試験の合格率、②入学者選抜の競争倍率、③入学定員の充足率の3指標の該当状況に応じて、国立大学法人運営費交付金及び私学助成といった公的支援の一部を減額。

「公的支援の見直しの更なる強化策」の基本的な考え方について

- ◎ 司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など多様な指標に基づき3つの類型に分類
- ◎ 各類型に関し、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定
- ◎ その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連合などの優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設

27年度

加算の可能性がある取組例



※ 加算額の算定の局面で入学者選抜の競争倍率を勘案し、額に反映。